

小規模保育事業(A型) (保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算 I				管理者設置加算				
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算 I ⑧				
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥		(注) ⑦		(注) ⑦						
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	160,440	(231,420)	155,810	(226,790)	+	1,500	(2,200)	×加算率	1,450	(2,150)	×加算率	+ 35,230 +	350 × 加算率
			乳 児	231,420		226,790		+	2,200 × 加算率		2,150 × 加算率					
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	131,300	(202,280)	128,380	(199,360)	+	1,210	(1,910)	×加算率	1,180	(1,880)	×加算率	+ 22,250 +	220 × 加算率
			乳 児	202,280		199,360		+	1,910 × 加算率		1,880 × 加算率					

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 処遇改善等加算Ⅰ (注) ⑩ (注)				休日保育加算 処遇改善等加算Ⅰ ⑪		
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 +	141,970	(70,980)	+ 1,410	(700)	×加算率	+ 各月初日の 利用子ども数	
			乳 児 +	70,980		+ 700		×加算率		
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 +	141,970	(70,980)	+ 1,410	(700)	×加算率		
			乳 児 +	70,980		+ 700		×加算率		
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 210人 242,900 2,420×加算率 211人~ 279人 260,400 2,600×加算率 280人~ 349人 295,400 2,950×加算率 350人~ 419人 330,400 3,300×加算率 420人~ 489人 365,400 3,650×加算率 490人~ 559人 400,400 4,000×加算率 560人~ 629人 435,400 4,350×加算率 630人~ 699人 470,400 4,700×加算率 700人~ 769人 505,400 5,050×加算率 770人~ 839人 540,400 5,400×加算率 840人~ 909人 575,400 5,750×加算率 910人~ 979人 610,400 6,100×加算率 980人~1,049人 645,400 6,450×加算率 1,050人~ 680,400 6,800×加算率										

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	夜間保育加算		減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を 設定しない場合 ⑮	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑯	常態的に土 曜日に閉所 する場合 ⑰	定員を恒常に 超過する場合 ⑱					
				加算額 ⑫	加算額 ⑬	加算額 ⑭	加算額 ⑭											
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	38,130	+	A地域	2,700	2,900	+	2,050	-	$(⑥+⑦+⑫) \times 11/100$	$(⑥+⑦+⑩+⑫) \times 8/100$	$(⑥\sim⑰) \times 82/100$			
			乳児				B地域	2,500	2,800							a地域	19,300	21,500
			1、2歳児	+	25,920	+	C地域	2,400	2,600	+	1,290	-	$(⑥+⑦+⑫) \times 10/100$	$(⑥+⑦+⑩+⑫) \times 8/100$	<small>(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数</small> 20人～30人 $(⑥\sim⑰) \times 80/100$ 31人～40人 $(⑥\sim⑰) \times 75/100$ 41人～ $(⑥\sim⑰) \times 70/100$			
	13人 から 19人 まで	3号	乳児				D地域	2,300	2,500							a地域	1,700	1,800

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑱	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,730 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,090 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
冷暖房費加算	⑳	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,650</td> <td>4 級 地</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,480</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,460</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	3 級 地	1,460			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
1 級 地	1,650	4 級 地	1,150												
2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110												
3 級 地	1,460														
除雪費加算	㉑	5,860	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	㉒	145,470 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉓	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉔	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
第三者評価受審加算	㉕	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整